

自動車運転者に対する時間外労働の上限規制と改正改善基準告示

に関する説明会（トラック事業者向け）を開催します！

＜開催概要＞

自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用されておりますが、他産業と比べて労働時間が依然として多い状況にあります。働き方改革をさらに推進し、長時間労働の是正を図るためにには、法令の趣旨・内容を正しく理解した上で、自主的な取組を進めていただくことが不可欠です。

山形労働局では、12月及び1月にトラック事業者の方々を対象とした説明会を以下の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

開催月	開催日時	会場名称	部屋名	所在地
12月	5日 13:30～15:30	オンライン	—	—
	9日 14:00～16:00	鮎葉プラザ	ホール	村山市楯岡 五日町 14-20
	10日 14:00～16:00	オンライン	—	—
	16日 14:00～16:00	オンライン	—	—

※ 1月分の開催については、現在日程等を調整中です。

※ 本説明会は、厚生労働省が株式会社読売エージェンシーへ委託し、実施しております。

＜申込方法＞

Web申込フォームからお申込みください。

URL : <https://jogenkisei.mhlw.go.jp/>



(申込みフォーム)